

【地震】

部局（平常及び災害時）		総務部/会計管理組織				
災害対策本部		文書班	職員班	財政班	被害調査班	会計班
平常組織（課単位）		総務課	人事課	財政課/公有財産管理課/契約検査課	税務課	会計課
参集先		水口庁舎 甲賀市役所	水口庁舎 甲賀市役所	水口庁舎 甲賀市役所	水口庁舎 甲賀市役所	水口庁舎 甲賀市役所
体制	配備基準	配備内容				
警戒体制	第一号体制 震度4の地震が発生したとき 東海地震の注意情報が発令されたとき	<ul style="list-style-type: none"> 災害情報の収集（被害状況の把握） 				
	必要に応じて 第二号体制 東海地震の警戒宣言が発令されたとき	<ul style="list-style-type: none"> 災害情報の収集（被害状況の把握） 情報発信（報道、市民） <p style="text-align: center;">○総務部より10名地域派遣職員を配備【総務部】 ※災害情報・被害状況に応じて人数、派遣先を総括班・市民支援班と協議のうえ調整する。</p>				
災害警戒本部体制	震度5弱の地震が発生したとき	<ul style="list-style-type: none"> 災害情報の収集（被害状況の把握） 情報発信（報道、市民） 災害警戒本部体制の設置 				
初動緊急特別体制	<p>【閉庁時】</p> 震度5強以上の地震が発生したとき又は、大規模な地震が発生し市長が必要と認めたとき	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部体制の設置準備 発災直後の活動（情報収集、職員参集等） 				
災害対策本部体制	震度5強以上の地震が発生したとき又は、大規模な地震が発生し市長が必要と認めたとき	<ul style="list-style-type: none"> 災害情報の収集（被害状況の把握） 情報発信（報道、市民） 災害対策本部体制での応急復旧 関係機関との連絡調整 他市町、その他関係機関への応援要請 				

完了時間(災害発生後)
 3時間以内業務
 24時間以内業務
 72時間以内業務
 ○：災害対策業務
 ●：優先継続業務

①地震時の業務は被害の状況により異なるため、被害の大きい場合には、災害対策本部体制を設置し、業務を実施する。

【地震】

		部局（平常及び災害時）	市民環境部			健康福祉部		こども政策部		
		災害対策本部	避難所対策班	市民生活班	環境班	福祉救援班	救護班	病院班	こども支援班	
		平常組織（課単位）	市民課①/保険年金課	市民課②/人権推進課	生活環境課	社会福祉課/生活支援課/障がい福祉課/すこやか支援課①/長寿福祉課	長寿福祉課/すこやか支援課②/健康医療政策課	信楽中央病院/水口医療介護センター	子育て政策課/発達支援課/保育幼稚園課	
		参集先	水口庁舎 甲賀市役所	水口庁舎 甲賀市役所	水口庁舎 甲賀市役所	水口庁舎 甲賀市役所	水口庁舎 甲賀市役所	信楽中央病院/水口医療介護センター	水口庁舎 甲賀市役所	
体制		配備基準	配備内容							
警戒体制	第一号体制	震度4の地震が発生したとき 東海地震の注意情報が発令されたとき	<ul style="list-style-type: none"> ○所管施設の災害情報の収集及び被害状況の確認【市民課・保険年金課】 ○避難所対応に関すること【市民課・保険年金課】 ○市内避難所の総括に関すること【保険年金課】 		<ul style="list-style-type: none"> ○所管施設の災害情報の収集及び被害状況の確認【市民課・人権推進課】 		<ul style="list-style-type: none"> ○所管施設の災害情報の収集及び被害状況の確認【社会福祉課・生活支援課・すこやか支援課・障がい福祉課・長寿福祉課】 		<ul style="list-style-type: none"> ○所管施設の災害情報の収集及び被害状況の確認【子育て政策課・発達支援課・保育幼稚園課】 	
	必要に応じて 第二号体制	東海地震の警戒宣言が発令されたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報の収集（被害状況の把握） ・情報発信（報道、市民） 				<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者、障がい者等への救護に関すること（救護班との調整、協力）【障がい福祉課・すこやか支援課・長寿福祉課】 ○避難行動要支援者名簿登録者の確認に関すること【障がい福祉課・すこやか支援課・社会福祉課・長寿福祉課】 	<ul style="list-style-type: none"> ○救急機関（消防署含む）との連絡調整に関すること【健康医療政策課・すこやか支援課】 ○病院施設の被害調査に関すること【信楽中央病院・水口医療介護センター】 ○病院施設の災害復旧に関すること【信楽中央病院・水口医療介護センター】 	<ul style="list-style-type: none"> ○所管施設の災害復旧に関すること【子育て政策課・発達支援課・保育幼稚園課】 	
災害警戒本部体制		震度5弱の地震が発生したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報の収集（被害状況の把握） ・情報発信（報道、市民） ・災害警戒本部体制の設置 		<ul style="list-style-type: none"> ○避難所内における物資供給等に関すること【市民課】 ○帰宅困難者の対応に関すること【市民課】 ○被災者等災害相談に関すること【市民課】 ●窓口調整に関すること【保険年金課】 ●福祉医療・後期高齢者医療の受付に関すること【保険年金課】 ●福祉医療受給券、後期高齢者医療被保険者の交付に関すること【保険年金課】 ●被保険者証の交付更新に関すること【保険年金課】 ●国保・国民年金の受付に関すること【保険年金課】 ●高齢受給者証の交付に関すること【保険年金課】 	<ul style="list-style-type: none"> ○市民環境部内の調整に関すること【市民課】 ○所管施設の災害復旧に関すること【市民課・人権推進課】 ●システムダメージの確認・復旧に関すること【市民課】 ●個人情報流出防止、及び重要帳簿等の確保・待避に関すること【市民課】 ○災害ボランティアの応援受付、対応に関すること【市民課】 ○外国人通訳（相談）に関すること【市民課】 ●戸籍、住民基本台帳、印鑑登録に関すること【市民課】 ●埋葬火葬許可に関すること【市民課】 ●各中核地域市民センターとの連携・調整に関すること【市民課】 ●住基ネットワークシステムに関すること【市民課】 ●自動車臨時運行許可に関すること【市民課】 ●原動機付自転車の標識交付に関すること【市民課】 	<ul style="list-style-type: none"> ○尿処理に関すること ○遺体の安置に関すること ○災害廃棄物の処理に関すること ○廃棄物処理の協力体制に関すること ○身元不明者等の埋葬・火葬に関すること ●埋葬・火葬に関する手配 	<ul style="list-style-type: none"> ○健康福祉部内の調整に関すること【社会福祉課】 ○所管施設の災害復旧に関すること【社会福祉課・生活支援課・すこやか支援課・障がい福祉課・長寿福祉課】 ●虐待（高齢者、児童、障害者、配偶者等）に関すること【社会福祉課・すこやか支援課・障がい福祉課・長寿福祉課】 ○災害ボランティア（福祉関係）の調整に関すること【社会福祉課】 ○日赤奉仕団との調整に関すること【社会福祉課】 ○行方不明者等の捜索、収容に関すること【社会福祉課】 ○社会福祉協議会との連絡調整に関すること【社会福祉課】 ○福祉避難所に関すること【社会福祉課】 ○被災者及び支援者への支援に関すること【社会福祉課】 ●高齢者生活支援事業に関すること【すこやか支援課・長寿福祉課】 ○被災見舞金及び災害弔慰金の支給に関すること【社会福祉課】 ○災害援護資金の貸付に関すること【社会福祉課】 	<ul style="list-style-type: none"> ○医療機関及び保健所との連絡調整に関すること【健康医療政策課・すこやか支援課】 ○所管施設の災害復旧に関すること【長寿福祉課・健康医療政策課・すこやか支援課】 ○医療災害ボランティアに関すること【健康医療政策課・すこやか支援課】 ○医療救護及び救護所の設置運営に関すること【健康医療政策課・すこやか支援課】 ○医療機材、医療品等の需給調整及び救護医療の受領、保管及び配分に関すること【健康医療政策課・すこやか支援課】 ○感染症予防対策に関すること【健康医療政策課・すこやか支援課】 ○健康管理に関すること【健康医療政策課・すこやか支援課】 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所対策班との協力・連携に関すること【保育幼稚園課】
初動緊急特別体制	【閉庁時】 震度5強以上の地震が発生したとき又は、大規模な地震が発生し市長が必要と認めたとき 【※参集場所は勤務施設とするが、水口庁舎甲賀市役所で活動や会議ができない場合等は甲南庁舎甲南第一地域市民センターとする。】	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部体制の設置準備 ・発災直後の活動（情報収集、職員参集等） 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所の開設に関すること（避難所の被害状況の確認及び避難所開設）【市民課・保険年金課】 		<ul style="list-style-type: none"> ○ライフライン機能の確認と関係機関への連絡調整 	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉避難所の開設に関すること（避難所の被害状況の確認及び避難所開設）【社会福祉課】 ○要配慮者の救護状況の確認、情報収集【生活支援課・障がい福祉課・長寿福祉課・すこやか支援課】 	<ul style="list-style-type: none"> ○医療救護及び救護所の設置運営に関すること【健康医療政策課・すこやか支援課】 	<ul style="list-style-type: none"> ○病院施設の被害調査に関すること【信楽中央病院・水口医療介護センター】 	<ul style="list-style-type: none"> ○所轄避難施設の被害状況の確認【こども政策部】 	
災害対策本部体制	震度5強以上の地震が発生したとき又は、大規模な地震が発生し市長が必要と認めたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報の収集（被害状況の把握） ・情報発信（報道、市民） ・災害対策本部体制での応急復旧 ・関係機関との連絡調整 ・他市町、その他関係機関への応援要請 	<p>①地震時の業務は被害の状況により異なるため、被害の大きい場合には、災害対策本部体制を設置し、業務を実施する。</p>							

完了時間(災害発生後)
 3時間以内業務
 24時間以内業務
 72時間以内業務
 ○：災害対策業務
 ●：優先継続業務

【地震】

部局（平常及び災害時）		産業経済部/農業委員会事務局		建設部		上下水道部		教育委員会事務局						
災害対策本部		農林対応班	物資調達配給班	道路河川対応班	住宅対応班	上水道班	下水道班	学校教育班	社会施設班	食料支援班				
平常組織（課単位）		農村整備課/林業振興課/獣害対策課/農業委員会事務局	商工労政課/観光企画推進課/農業振興課	建設管理課/建設事業課/公共交通推進課	都市計画課/住宅建築課	上水道課/上下水道総務課①	下水道課/上下水道総務課②	教育総務課/学校教育課	社会教育課/文化スポーツ振興課/歴史文化財課	教育総務課 各学校給食センター ※所屬長の指示により参集				
参集先		水口庁舎 甲賀市役所	水口庁舎 甲賀市役所	水口庁舎 甲賀市役所	水口庁舎 甲賀市役所	甲南庁舎 甲賀市役所	甲南庁舎 甲賀市役所	甲南庁舎 甲賀市役所	甲南庁舎 甲賀市役所	各学校給食センター				
体制	配備基準	配備内容												
警戒体制	第一号体制 震度4の地震が発生したとき 東海地震の注意情報が発令されたとき	<ul style="list-style-type: none"> ○所管施設の災害情報の収集及び被害状況の確認【農村整備課・林業振興課・獣害対策課・農業委員会】 ○農林水産関係被害状況調査に関する事【農村整備課・林業振興課】 ○道路河川対応班及び上下水道部との連携に関する事【農村整備課・林業振興課】 		<ul style="list-style-type: none"> ○所管施設の災害情報の収集及び被害状況の確認【建設管理課・建設事業課・公共交通推進課】 ○道路、河川等関係の被害状況調査に関する事【建設管理課・建設事業課】 ○通行不能箇所の調査及び対策に関する事（警察との連携）【建設管理課】 		<ul style="list-style-type: none"> ○所管施設の災害情報の収集及び被害状況の確認【上水道課・上下水道総務課】 ○所管施設の災害情報の収集及び被害状況の確認【下水道課・上下水道総務課】 		<ul style="list-style-type: none"> ○所管施設の災害情報の収集及び被害状況の確認【教育総務課・学校教育課】 ○学校施設等の被害調査に関する事【教育総務課】 ○教育関係施設の避難所に関する事【教育総務課】 ○教育委員会部内の調整に関する事【教育総務課】 ○避難所対策班との協力・連携に関する事【教育総務課・学校教育課】 						
	必要に応じて 第二号体制	<ul style="list-style-type: none"> ○災害情報の収集（被害状況の把握） ○情報発信（報道、市民） 		<ul style="list-style-type: none"> ○所管施設の災害情報の収集及び被害状況の確認【商工労政課・観光企画推進課・農業振興課】 		<ul style="list-style-type: none"> ○信楽高原鐵道並びに、公共交通機関の被害状況や運行状況等の情報収集に関する事【公共交通推進課】 		<ul style="list-style-type: none"> ○所管施設の災害情報の収集及び被害状況の確認【社会教育課・文化スポーツ振興課・歴史文化財課】 ○所管施設の被害調査に関する事【社会教育課・文化スポーツ振興課・歴史文化財課】 ○避難所対策班との協力・連携に関する事【社会教育課・文化スポーツ振興課・歴史文化財課】 						
災害警戒本部体制	震度5弱の地震が発生したとき	<ul style="list-style-type: none"> ○所轄避難施設の対応に関する事【農村整備課・林業振興課・獣害対策課・農業委員会】 ○農林水産施設の災害復旧に関する事【農村整備課・林業振興課・農業委員会】 ○林地崩壊に関する事【林業振興課】 		<ul style="list-style-type: none"> ○産業経済部内の調整に関する事【商工労政課】 ○避難生活・食料物資の調達、配給に関する事（総括）【商工労政課】 ○所管施設の災害復旧に関する事【商工労政課・観光企画推進課・農業振興課】 ○市民支援班・調査応急対策班との調整に関する事 ○避難世帯への生活・食料物資の調達、配給に関する事【商工労政課】 ○日赤奉仕団、給食センターとの食料調整に関する事【商工労政課】 ○義援品（医薬品、医療機材、建築資材等の特定品を除く。）受け入れに関する事【商工労政課】 		<ul style="list-style-type: none"> ○建設部内の調整に関する事【建設事業課】 ○緊急輸送道路確保に関する事【建設管理課】 ○建設業者等への応援依頼等、連絡調整に関する事【建設事業課】 ○緊急建設資材等の調達に関する事【建設事業課】 ○道路、河川等関係の災害復旧に関する事【建設事業課】 ○土石流、地すべり崩壊、急傾斜地対策対応に関する事【建設管理課・建設事業課】 ○信楽高原鐵道施設の機能確保及び公共交通機関の利活用に関する事【公共交通推進課】 		<ul style="list-style-type: none"> ○所轄避難施設の対応に関する事【都市計画課・住宅建築課】 ○所管施設の被害調査に関する事【都市計画課・住宅建築課】 ○所管施設の災害復旧に関する事【都市計画課・住宅建築課】 ○被害住宅相談及び診断に関する事【住宅建築課】 ○宅地崩壊対策に関する事【都市計画課】 ○仮設住宅に関する事【都市計画課・住宅建築課】 		<ul style="list-style-type: none"> ○上下水道部内の調整に関する事【上水道課】 ○上下水道施設の維持管理【上水道課】 ○飲料水の市民への供給に関する事【上水道課】 ○緊急配水資材等の調達に関する事【上水道課】 ○水道施設の災害復旧に関する事【上水道課】 ○他の地方公共団体等からの応援受付及び応援要請に関する事【上水道課】 ○緊急事業による配給水の広報に関する事【上水道課】 ○上水道に係る相談に関する事【上水道課】 		<ul style="list-style-type: none"> ○下水道施設の被害調査に関する事【下水道課】 ○下水道施設の災害復旧に関する事【下水道課】 ○下水道に係る相談に関する事【下水道課】 		
初動緊急特別体制	<p>【閉庁時】</p> <p>震度5強以上の地震が発生したとき又は、大規模な地震が発生し市長が必要と認めたとき</p> <p>【※参集場所は勤務施設とするが、水口庁舎甲賀市役所で活動や会議ができない場合等は甲南庁舎甲南第一地域市民センターとする。】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○所轄避難施設の被害状況の確認【農村整備課・林業振興課・獣害対策課・農業委員会】 		<ul style="list-style-type: none"> ○初動期に必要な防災資機材等の確保【商工労政課・観光企画推進課・農業振興課】 		<ul style="list-style-type: none"> ○道路、河川等関係の被害状況調査に関する事【建設管理課・建設事業課】 ○緊急輸送道路確保に関する事【建設管理課】 		<ul style="list-style-type: none"> ○甲南庁舎の被害状況の把握及び本部への報告【上水道課・上下水道総務課】 ○下水道施設の被害状況調査に関する事 		<ul style="list-style-type: none"> ○甲南庁舎の通信機能の確認と回線の確保【教育総務課・学校教育課】 ○教育委員会施設の被害状況の把握及び本部への報告【社会教育課・文化スポーツ振興課】 				
災害対策本部体制	震度5強以上の地震が発生したとき又は、大規模な地震が発生し市長が必要と認めたとき	<ul style="list-style-type: none"> ○災害情報の収集（被害状況の把握） ○情報発信（報道、市民） ○災害対策本部体制での応急復旧 ○関係機関との連絡調整 ○他市町、その他関係機関への応援要請 		<p>①地震時の業務は被害の状況により異なるため、被害の大きい場合には、災害対策本部体制を設置し、業務を実施する。</p>		<p>①地震時の業務は被害の状況により異なるため、被害の大きい場合には、災害対策本部体制を設置し、業務を実施する。</p>		<p>①地震時の業務は被害の状況により異なるため、被害の大きい場合には、災害対策本部体制を設置し、業務を実施する。</p>						

完了時間(災害発生後)
 ○: 3時間以内業務
 ●: 24時間以内業務
 ○: 72時間以内業務
 ○: 災害対策業務
 ●: 優先継続業務

【風水害】

		部局（平常及び災害時）	三役	議会事務局/監査委員事務局	総合政策部			
		災害対策本部	本部	議会班	総括班	渉外広報班	情報収集班	市民支援班 ・調査応急対策班 (地域派遣職員)
		平常組織（課単位）	—	議会事務局/監査委員事務局	危機管理課	秘書課/広報課	政策推進課/情報政策課	地域コミュニティ推進課/ 各中核地域市民センター (地域派遣職員)
		参集先	—	水口庁舎 甲賀市役所	水口庁舎 甲賀市役所	水口庁舎 甲賀市役所	水口庁舎 甲賀市役所	水口庁舎 甲賀市役所/ 各中核地域市民センター
時間	体制	配備基準	配備内容					
災害発生前	準備体制	次の注意報の2以上が発表され、市長が必要と認めるとき（警報が発令される見込みがある場合等） ①大雨注意報 ②洪水注意報 又は、次の注意報が発表され、市長が必要と認めるとき ③大雪注意報	・災害情報の収集 ・警戒体制配備のための準備			○準備体制設置 ○災害情報（気象情報）の収集【秘書課・広報課】 ○連絡体制の準備	○災害情報（気象情報）の収集【秘書課・広報課】 ○連絡体制の準備【秘書課・広報課】	
	警戒体制 第一号体制	次の注意報又は警報の2以上が市内に発表され、市長が必要と認めるとき ①大雨注意報 ②洪水注意報 ③暴風警報 又は、次の警報が発表され、市長が必要と認めるとき ④大雪警報 ⑤暴風雪警報	・災害情報の収集 ・警戒体制配備のための連絡体制の整備			○第一号体制設置 ○全職員に配備体制（風水害）を連絡する（第一号体制以上）	○市域の災害情報（気象情報）の収集ととりまとめ【政策推進課・情報政策課】 ○連絡体制の準備【政策推進課・情報政策課】	○所管地域の災害情報（気象情報）の収集 ○連絡体制の準備 ○道路、河川、下水道、水道等の被害の連絡調整に関する事
	第二号体制	次の警報の1以上が発表され、本市に影響を受ける可能性が高いと市長が認めるとき ①大雨警報 ②洪水警報 ③暴風警報 ④大雪警報 ⑤暴風雪警報	・災害情報の収集（被害状況の把握） ・災害対策本部体制設置のための連絡体制の整備 ・情報発信（報道、市民）の開始			○第二号体制設置 ○地域派遣職員の派遣判断に関する事 ○県等公共機関への被害状況報告に関する事【広報課】 ○消防団（水防団）に関する事 ○災害警戒本部設置準備 ○災害警戒本部会議に関する事	○報道機関に対する情報提供、連絡調整に関する事【広報課】 ○市民に対する情報周知に関する事【広報課】 ○市防炎行政無線の利用に関する事【広報課】	○災害対策本部体制に向けた連絡体制の準備 ○地域派遣職員に関する事
	災害警戒本部体制			○災害警戒本部設置【副市長】	○県、警察、消防署等の防災関係機関との連絡調整に関する事 ○災害警戒本部の設置に関する事 ○災害対策本部設置準備	○災害にかかるとの広報・公広聴に関する事【広報課】 ●ホームページ等の管理及び構成に関する事【広報課】 ●CATV/広報番組に関する事【広報課】	○被害状況の情報収集及び取りまとめに関する事【政策推進課・情報政策課】 ○各部署への情報提供に関する事【政策推進課・情報政策課】	○避難誘導の連絡調整に関する事 ○市民との連絡調整に関する事 ○災害時における外国人支援に関する事【地域コミュニティ推進課】
3時間	第一配備	1. 小規模な災害が複数発生し、さらに被害が拡大するおそれがある場合 2. その他市長が認めるとき	・災害情報の収集（被害状況の把握） ・災害対策本部体制での応急復旧 ・情報発信（報道、市民） ・関係機関との連絡調整	○災害対策本部設置【市長】	○市議会等の連絡調整に関する事【議会事務局】 ○他班への応援に関する事【議会事務局・監査委員事務局】	○災害対策本部の設置に関する事【広報課】 ○災害対策本部会議に関する事 ○災害対策の総括に関する事 ○電気、ガス、通信機関の情報に関する事 ○ライフライン情報に関する事	○水口庁舎本庁舎及び各施設の通信機能の確認と回線の確保 ○所管施設の被害調査・応急手当に関する事【政策推進課・情報政策課】 ●電算システムの機器に関する事【情報政策課】 ○総合政策部内の調整に関する事【政策推進課】	○所管施設の災害復旧に関する事 ○物資調達配給班との調整に関する事 ○災害時多言語情報センターの設置【地域コミュニティ推進課】
	第二配備	1. 市内に甚大な被害が発生するおそれがあり、又は発生した場合で、市の総力をあげて応急対策活動にあたり得る場合 2. その他市長が認めるとき	・災害情報の収集（被害状況の把握） ・災害対策本部体制での早急な応急復旧 ・情報発信（報道、市民） ・関係機関との連絡調整			○危険物施設の災害に関する事（消防本部）	●電算システムの運用に関する事【情報政策課】	○被災者窓口に関する事 ○防炎行政無線の運用【甲賀第一中核地域市民センター】
	特別配備	1. 市内に甚大な被害が発生するおそれがあり、又は発生した場合で、市内組織で対応が不可能な場合 2. その他市長が認めるとき	・災害情報の収集（被害状況の把握） ・災害対策本部体制での早急な応急復旧 ・情報発信（報道、市民） ・関係機関との連絡調整 ・他市町、その他関係機関への応援要請			○自衛隊の応援要請に関する事 ○他の地方公共団体等からの応援受付及び応援要請に関する事	○被災地の各種陳情及び慰問、見舞に関する事【広報課・秘書課】	○会計班との調整に関する事
24時間								
72時間								



完了時間(災害発生後)
 3時間以内業務
 24時間以内業務
 72時間以内業務
 ○：災害対策業務
 ●：優先継続業務

【風水害】

		部局（平常及び災害時）		総務部/会計管理組織					
		災害対策本部		文書班	職員班	財政班	被害調査班	会計班	
		平常組織（課単位）		総務課	人事課	財政課/公有財産管理課/契約検査課	税務課	会計課	
		参集先		水口庁舎 甲賀市役所		水口庁舎 甲賀市役所		水口庁舎 甲賀市役所	
時間	体制	配備基準	配備内容						
災害発生前	準備体制	次の注意報の2以上が発表され、市長が必要と認めるとき（警報が発令される見込みがある場合等） ①大雨注意報 ②洪水注意報 又は、次の注意報が発表され、市長が必要と認めるとき ③大雨注意報	・災害情報の収集 ・警戒体制配備のための準備						
	警戒体制 第一号体制	次の注意報又は警報の2以上が市内に発表され、市長が必要と認めるとき ①大雨注意報 ②洪水注意報 ③暴風警報 又は、次の警報が発表され、市長が必要と認めるとき ④大雪警報 ⑤暴風雪警報	・災害情報の収集 ・警戒体制配備のための連絡体制の整備	○連絡体制の準備【総務課】	○地域派遣職員等災害に従事する職員の動員に関する【人事課】	○連絡体制の準備【財政課・公有財産管理課・契約検査課】			
	警戒体制 第二号体制	次の警報の1以上が発表され、本市に影響を受ける可能性が高いと市長が認めるとき ①大雨警報 ②洪水警報 ③暴風警報 ④大雪警報 ⑤暴風雪警報	・災害情報の収集（被害状況の把握） ・災害対策本部体制設置のための連絡体制の整備 ・情報発信（報道、市民）の開始	○総務部より10名地域派遣職員を配備【総務部】 ※災害情報・被害状況に応じて人数、派遣先を総務班・市民支援班と協議のうえ調整する。					
	災害警戒本部体制					○広報用車両及び災害時対応用車両の確保及び配車に関する【公有財産管理課】			
3時間	第一配備	1. 小規模な災害が複数発生し、さらに被害が拡大するおそれがある場合 2. その他市長が認めるとき	・災害情報の収集（被害状況の把握） ・災害対策本部体制での応急復旧 ・情報発信（報道、市民） ・関係機関との連絡調整	○総務部内の調整に関する【総務課】 ○災害関係文書、物品の收受配分及び発送に関する【総務課】	○参集していない職員の安否確認に関する【人事課】		○建物被害状況調査に関する【税務課】	○災害時に必要な物品の出納に関する【総務課】 ●市税等の収納に関する【総務課】 ●窓口収納に関する【総務課】	
	災害対策本部体制 第二配備	1. 市内に甚大な被害が発生するおそれがあり、又は発生した場合で、市の総力をあげて応急対策活動にあたり得る場合 2. その他市長が認めるとき	・災害情報の収集（被害状況の把握） ・災害対策本部体制での早急な応急復旧 ・情報発信（報道、市民） ・関係機関との連絡調整		●職員の身分等に関する【人事課】			○義援金の受け入れ、保管に関する【総務課】 ○災害関係経費の支出に関する【総務課】	
	特別配備	1. 市内に甚大な被害が発生するおそれがあり、又は発生した場合で、市内組織で対応が不可能な場合 2. その他市長が認めるとき	・災害情報の収集（被害状況の把握） ・災害対策本部体制での早急な応急復旧 ・情報発信（報道、市民） ・関係機関との連絡調整 ・他市町、その他関係機関への応援要請	●文書の收受、審査及び送達に関する【総務課】	○災害派遣職員の身分取扱いに関する【人事課】 ○公務災害補償に関する【人事課】（消防団員も含む。）	○災害関係の予算に関する【財政課】 ○公有財産（行政財産を除く。）の管理に関する【公有財産管理課】	○災害減免及び猶予に関する【税務課】 ○災害証明の発行に関する【税務課】		



完了時間(災害発生後)
 3時間以内業務
 24時間以内業務
 72時間以内業務
 ○: 災害対策業務
 ●: 優先継続業務

【風水害】



部局（平常及び災害時）		市民環境部			健康福祉部		こども政策部		
災害対策本部		避難所対策班	市民生活班	環境班	福祉支援班	救護班	病院班	こども支援班	
平常組織（課単位）		市民課①/保険年金課	市民課②/人権推進課	生活環境課	社会福祉課/生活支援課/障がい福祉課/すこやか支援課①/長寿福祉課	長寿福祉課/すこやか支援課②/健康医療政策課	信楽中央病院/水口医療介護センター	子育て政策課/発達支援課/保育幼稚園課	
参集先		水口庁舎 甲賀市役所	水口庁舎 甲賀市役所	水口庁舎 甲賀市役所	水口庁舎 甲賀市役所	水口庁舎 甲賀市役所	信楽中央病院/水口医療介護センター	水口庁舎 甲賀市役所	
時間	体制	配備基準	配備内容						
災害発生前	準備体制	次の注意報の2以上が発表され、市長が必要と認めるとき（警報が発令される見込みがある場合等） ①大雨注意報 ②洪水注意報 又は、次の注意報が発表され、市長が必要と認めるとき ③大雪注意報	・災害情報の収集 ・警戒体制配備のための準備	○連絡体制の準備【市民課・保険年金課】					
	警戒体制 第一号体制	次の注意報又は警報の2以上が市内に発表され、市長が必要と認めるとき ①大雨注意報 ②洪水注意報 ③暴風警報 又は、次の警報が発表され、市長が必要と認めるとき ④大雪警報 ⑤暴風雪警報	・災害情報の収集 ・警戒体制配備のための連絡体制の整備	○避難所対応に関する事【市民課・保険年金課】 ○市内避難所の総括に関する事【保険年金課】	○連絡体制の準備【市民課・人権推進課】	○連絡体制の準備	○連絡体制の準備【社会福祉課・生活支援課・すこやか支援課・障がい福祉課・長寿福祉課】	○連絡体制の準備【長寿福祉課・健康医療政策課・すこやか支援課】	○連絡体制の準備【子育て政策課・発達支援課・保育幼稚園課】
	警戒体制 第二号体制	次の警報の1以上が発表され、本市に影響を受ける可能性が高いと市長が認めるとき ①大雨警報 ②洪水警報 ③暴風警報 ④大雪警報 ⑤暴風雪警報	・災害情報の収集（被害状況の把握） ・災害対策本部体制設置のための連絡体制の整備 ・情報発信（報道、市民）の開始				○高齢者、障がい者等への救護に関する事（救護班との調整、協力）【障がい福祉課・すこやか支援課・長寿福祉課】 ○避難行動要支援者名簿登録者の確認に関する事【障がい福祉課・すこやか支援課・社会福祉課・長寿福祉課】	○連絡体制の準備【信楽中央病院・水口医療介護センター】 ○救急医療に関する事【信楽中央病院・水口医療介護センター】	○所管施設の被害調査に関する事【子育て政策課 発達支援課 保育幼稚園課】 ○避難所対策班との協力・連携に関する事【保育幼稚園課】
災害発生	災害警戒本部体制						○救急機関（消防署含む）との連絡調整に関する事【健康医療政策課・すこやか支援課】		
	第一配備	1. 小規模な災害が複数発生し、さらに被害が拡大するおそれがある場合 2. その他市長が認めるとき	・災害情報の収集（被害状況の把握） ・災害対策本部体制での応急復旧 ・情報発信（報道、市民） ・関係機関との連絡調整	○避難所内における物資供給等に関する事【市民課】	○市民環境部内の調整に関する事【市民課】 ○所管施設の災害復旧に関する事【市民課・人権推進課】 ●システムダメージの確認・復旧に関する事【市民課】 ●個人情報の流出防止、及び重要帳簿等の確保、待避に関する事【市民課】	○健康福祉部内の調整に関する事【社会福祉課】 ○所管施設の災害復旧に関する事【社会福祉課・生活支援課・すこやか支援課・障がい福祉課・長寿福祉課】 ●虐待（高齢者、児童、障害者、配偶者等）に関する事【社会福祉課・障がい福祉課・長寿福祉課・すこやか支援課】 ○災害ボランティア（福祉関係）の調整に関する事【社会福祉課】 ○福祉避難所に関する事【社会福祉課】	○医療機関及び保健所との連絡調整に関する事【健康医療政策課・すこやか支援課】 ○所管施設の災害復旧に関する事【長寿福祉課・健康医療政策課・すこやか支援課】 ○災害ボランティアに関する事【健康医療政策課・健康推進課・すこやか支援課】	○病院施設の被害調査に関する事【信楽中央病院・水口医療介護センター】 ○病院施設の災害復旧に関する事【信楽中央病院・水口医療介護センター】	○所管施設の災害復旧に関する事【子育て政策課・発達支援課・保育幼稚園課】
	災害対策本部体制 第二配備	1. 市内に甚大な被害が発生するおそれがあり、又は発生した場合で、市の総力をあげて応急対策活動にあたり得る場合 2. その他市長が認めるとき	・災害情報の収集（被害状況の把握） ・災害対策本部体制での早急な応急復旧 ・情報発信（報道、市民） ・関係機関との連絡調整	○帰宅困難者の対応に関する事【市民課】 ○被災者等災害相談に関する事【市民課】 ●窓口調整に関する事【保険年金課】	○災害ボランティアの応援受付、対応に関する事【市民課】 ○外国人通訳（相談）に関する事【市民課】 ●戸籍、住民基本台帳、印鑑登録に関する事【市民課】 ●埋葬火葬許可に関する事【市民課】 ●各中核地域市民センターとの連携・調整に関する事【市民課】	○日赤奉仕団との調整に関する事【社会福祉課】 ○行方不明者等の捜索、収容に関する事【社会福祉課】 ○社会福祉協議会との連絡調整に関する事【社会福祉課】	○医療救護及び救護所の設置運営に関する事【健康医療政策課・すこやか支援課】 ○医療機材、医薬品等の需給調整及び救護医療の受領、保管及び配分に関する事【健康医療政策課・すこやか支援課】		
災害対策本部体制 特別配備	1. 市内に甚大な被害が発生するおそれがあり、又は発生した場合で、市内組織で対応が不可能な場合 2. その他市長が認めるとき	・災害情報の収集（被害状況の把握） ・災害対策本部体制での早急な応急復旧 ・情報発信（報道、市民） ・関係機関との連絡調整 ・他市町、その他関係機関への応援要請	●福祉医療・後期高齢者医療の受付に関する事【保険年金課】 ●福祉医療受給券、後期高齢者医療被保険者の交付に関する事【保険年金課】 ●被災者証の交付更新に関する事【保険年金課】 ●国保・国民年金の受付に関する事【保険年金課】 ●高齢受給者証の交付に関する事【保険年金課】	●住基ネットワークシステムに関する事【市民課】	○災害廃棄物の処理に関する事 ○廃棄物処理の協力応援体制に関する事 ○身元不明者等の埋葬・火葬に関する事 ●埋葬・火葬に関する手配	○被災者及び支援者への支援に関する事【社会福祉課】 ●高齢者生活支援事業に関する事【すこやか支援課・長寿福祉課】 ○被災見舞金及び災害弔慰金の支給に関する事【社会福祉課】 ○災害看護資金の貸付に関する事【社会福祉課】	○感染症予防対策に関する事【健康医療政策課・すこやか支援課】 ○健康管理に関する事【健康医療政策課・すこやか支援課】		

完了時間(災害発生後)
 3時間以内業務
 24時間以内業務
 72時間以内業務
 ○：災害対策業務
 ●：優先継続業務

【風水害】

時間
災害発生前
3時間
24時間
72時間

部局（平常及び災害時）		産業経済部/農業委員会事務局		建設部		上下水道部		教育委員会事務局		
災害対策本部		農林対応班	物資調達配給班	道路河川対応班	住宅対応班	上水道班	下水道班	学校教育班	社会施設班	食料支援班
平常組織（課単位）		農村整備課/林業振興課/ 獣害対策課/農業委員会事務局	商工労政課/観光企画推進課/ 農業振興課	建設管理課/建設事業課/ 公共交通推進課	都市計画課/住宅建築課	上水道課/上下水道総務課①	下水道課/上下水道総務課②	教育総務課/学校教育課	社会教育課/文化スポーツ振興課/ 歴史文化財課	教育総務課 各学校給食センター ※所属長の指示により参集
参集先		水口庁舎 甲賀市役所	水口庁舎 甲賀市役所	水口庁舎 甲賀市役所	水口庁舎 甲賀市役所	甲南庁舎 甲賀市役所	甲南庁舎 甲賀市役所	甲南庁舎 甲賀市役所	甲南庁舎 甲賀市役所	各学校給食センター
災害発生前	体制	準備体制	○連絡体制の準備【農村整備課・林業振興課・獣害対策課・農業委員会】	○災害情報（気象情報）の収集【建設管理課・建設事業課】 ○連絡体制の準備【建設管理課・建設事業課・公共交通推進課】				○災害情報（気象情報）の収集【教育総務課・学校教育課】 ○連絡体制の準備【教育総務課・学校教育課】		
	警戒体制	第一号体制		○連絡体制の準備【商工労政課・観光企画推進課・農業振興課】		○連絡体制の準備【上水道課・上下水道総務課】	○連絡体制の準備【上水道課・上下水道総務課・下水道課】			
	第二号体制	○農林水産関係被害状況調査に関する事【農村整備課・林業振興課】 ○道路河川対応班及び上下水道部との連携に関する事【農村整備課・林業振興課】	○道路、河川等関係の被害状況調査に関する事【建設管理課・建設事業課】 ○通行不能箇所の調査及び対策に関する事（警察との連携）【建設管理課】	○連絡体制の準備【都市計画課・住宅建築課】	○水道施設の被害調査に関する事【上水道課】			○学校施設の被害調査に関する事【教育総務課】 ○教育関係施設の避難所に関する事【教育総務課】 ○教育委員会部内の調整に関する事【教育総務課】 ○避難所対策班との協力・連携に関する事【社会教育課・文化スポーツ振興課・歴史文化財課】	○連絡体制の準備【社会教育課・文化スポーツ振興課・歴史文化財課】 ○所管施設の被害調査に関する事【社会教育課・文化スポーツ振興課・歴史文化財課】 ○避難所対策班との協力・連携に関する事【社会教育課・文化スポーツ振興課・歴史文化財課】	
	災害警戒本部体制	○所轄避難施設の対応に関する事【農村整備課・林業振興課・獣害対策課・農業委員会】	○避難生活・食料物資の調達、配給に関する事（総括）【商工労政課】	○所轄避難施設の対応に関する事【都市計画課・住宅建築課】						
3時間	第一配備	○災害情報の収集（被害状況の把握） ○災害対策本部体制での応急復旧 ○情報発信（報道、市民） ○関係機関との連絡調整	○産業経済部内の調整に関する事【商工労政課】 ○所管施設の災害復旧に関する事【商工労政課・観光企画推進課・農業振興課】	○建設部内の調整に関する事【建設事業課】 ○緊急輸送道路確保に関する事【建設管理課】 ○建設業者等への応援依頼等、連絡調整に関する事【建設事業課】 ○緊急建設資材等の調達に関する事【建設事業課】	○所管施設の被害調査に関する事【都市計画課・住宅建築課】	○上下水道部内の調整に関する事【上水道課】 ●上水道施設の維持管理【上水道課】	○下水道施設の被害調査に関する事【下水道課】 ●下水道施設の維持管理【下水道課】	○学校施設の災害復旧に関する事【教育総務課】 ●学校給食センターの管理運営に関する事【教育総務課・学校教育課】	○所管施設の災害復旧に関する事【社会教育課・文化スポーツ振興課・歴史文化財課】 ○関係施設の避難所に関する事【社会教育課・文化スポーツ振興課・歴史文化財課】	○学校給食センターの管理運営に関する事
	第二配備	○災害情報の収集（被害状況の把握） ○災害対策本部体制での早急な応急復旧 ○情報発信（報道、市民） ○関係機関との連絡調整	○農林水産施設の災害復旧に関する事【農村整備課・林業振興課・農業委員会】 ○林地崩壊に関する事【林業振興課】	○道路、河川等関係の災害復旧に関する事【建設事業課】 ○土石流、地すべり崩壊、急傾斜地対策対応に関する事【建設管理課・建設事業課】 ○営業高層橋道施設の機能確保及び公共交通機関の活用に関する事【公共交通推進課】	○所管施設の災害復旧に関する事【都市計画課・住宅建築課】	○飲料水の市民への供給に関する事【上水道課】 ○緊急配水資材等の調達に関する事【上水道課】 ○水道施設の災害復旧に関する事【上水道課】 ○他の地方公共団体等からの応援受付及び応援要請に関する事【上水道課】 ○緊急事業による配給水の広報に関する事【上水道課】	○下水道施設の災害復旧に関する事【下水道課】		○他の給食センターとの連絡調整に関する事 ○物資調達配給班との調整に関する事	
	特別配備	○災害情報の収集（被害状況の把握） ○災害対策本部体制での早急な応急復旧 ○情報発信（報道、市民） ○関係機関との連絡調整 ○他市町、その他関係機関への応援要請		○日赤奉仕団、給食センターとの食料調整に関する事【商工労政課】 ○義援品（医薬品、医療機材、建築資材等の特定品を除く。）受け入れに関する事【商工労政課】		○被害住宅相談及び診断に関する事【住宅建築課】 ○宅地崩壊対策に関する事【都市計画課】	○上水道に係る相談に関する事【上水道課】	○下水道に係る相談に関する事【下水道課】	○教育関係義援金の受領、保管及び配分に関する事【教育総務課】	○食料支援に関する事

完了時間(災害発生後)
3時間以内業務
24時間以内業務
72時間以内業務
○：災害対策業務
●：優先継続業務

地震 (計画掲載用)

配備体制	警戒体制		災害警戒本部体制	(閉庁時の発災 震度5強以上) 初動緊急 特別体制	災害対策本部体制	参集場所
	第一号体制	第二号体制				
役職等						
市長				●		水口庁舎 甲賀市役所
副市長		●	●	●		水口庁舎 甲賀市役所
教育長		●	●	●		甲南庁舎 甲賀市役所
総合政策部 部長・次長級	2	2/3以上	2/3以上	2/3以上		水口庁舎 甲賀市役所
総務部 部長・次長級	1	2/3以上	2/3以上	2/3以上		水口庁舎 甲賀市役所
市民環境部 部長・次長級	1	2/3以上	2/3以上	2/3以上		水口庁舎 甲賀市役所
健康福祉部 部長・次長級	1	2/3以上	2/3以上	2/3以上		水口庁舎 甲賀市役所
内、病院事務部 部長・次長級		●	●	●		信楽中央病院・水口医療介護センター
こども政策部 部長・次長級	1	1/2以上	1/2以上	1/2以上		水口庁舎 甲賀市役所
産業経済部 部長・次長級	1	2/3以上	2/3以上	2/3以上		水口庁舎 甲賀市役所
建設部 部長・次長級	1	2/3以上	2/3以上	2/3以上		水口庁舎 甲賀市役所
上下水道部 部長・次長級	1	2/3以上	2/3以上	2/3以上		水口庁舎 甲賀市役所
会計管理者		●	●	●		水口庁舎 甲賀市役所
教育委員会事務局 部長・次長級	1	1/2以上	1/2以上	1/2以上		水口庁舎 甲賀市役所
議会事務局 局長		●	●	●		水口庁舎 甲賀市役所
監査委員事務局 局長		●	●	●		水口庁舎 甲賀市役所
農林委員会事務局 局長		●	●	●		水口庁舎 甲賀市役所
各中核の地域市民センター 所長		●	●	●		水口庁舎 甲賀市役所
議会事務局		各中核の地域市民センターに含む				各中核の地域市民センターに含む
監査委員事務局		1		1/3以上		水口庁舎 甲賀市役所
会計管理者				1/2以上		水口庁舎 甲賀市役所
総務課	3	1/2以上	1/2以上	2/3以上		水口庁舎 甲賀市役所
危機管理課		1	1	2/3以上		水口庁舎 甲賀市役所
秘書課		3	3	2/3以上		水口庁舎 甲賀市役所
広報課		2	2	2/3以上		水口庁舎 甲賀市役所
政策推進課		1	1	2/3以上		水口庁舎 甲賀市役所
情報政策課		2	2	2/3以上		水口庁舎 甲賀市役所
地域コミュニティ推進課	2	1/2以上	1/2以上	2/3以上		水口庁舎 甲賀市役所
総務課				2/3以上		水口庁舎 甲賀市役所
人事課	1	2	2	2/3以上		水口庁舎 甲賀市役所
財政課				2/3以上		水口庁舎 甲賀市役所
公有財産管理課	2	1/2以上	1/2以上	2/3以上		水口庁舎 甲賀市役所
契約検査課				2/3以上		水口庁舎 甲賀市役所
税務課				2/3以上		水口庁舎 甲賀市役所
地域派遣職員	10	10	10	10		各中核の地域市民センター、水口庁舎 甲賀市役所
市民課	1	3	1/2以上	2/3以上		水口庁舎 甲賀市役所
保険年金課	1	1/4以上	1/2以上	2/3以上		水口庁舎 甲賀市役所
生活環境課	1	1/4以上	1/2以上	2/3以上		水口庁舎 甲賀市役所
人権推進課	1	1/4以上	1/2以上	2/3以上		水口庁舎 甲賀市役所
社会福祉課	1	1	1	2/3以上		水口庁舎 甲賀市役所
生活支援課	1	1	1	2/3以上		水口庁舎 甲賀市役所
障がい福祉課	1	1	1	2/3以上		水口庁舎 甲賀市役所
長寿福祉課	1	1	1	2/3以上		水口庁舎 甲賀市役所
すこやか支援課	1	1	1	2/3以上		水口庁舎 甲賀市役所
健康医療政策課	1	1	1	2/3以上		水口庁舎 甲賀市役所
子育て政策課	1	1	1	2/3以上		水口庁舎 甲賀市役所
発達支援課	1	1	1	2/3以上		水口庁舎 甲賀市役所
保育幼稚園課	1	2	2	2/3以上		水口庁舎 甲賀市役所
商工労政課		1/2以上	1/2以上	2/3以上		水口庁舎 甲賀市役所
観光企画推進課		1/2以上	1/2以上	2/3以上		水口庁舎 甲賀市役所
農業振興課	1	1/2以上	1/2以上	2/3以上		水口庁舎 甲賀市役所
災害対策課	3	1/2以上	1/2以上	2/3以上		水口庁舎 甲賀市役所
農村整備課	2	1/2以上	1/2以上	2/3以上		水口庁舎 甲賀市役所
林業振興課	2	1/2以上	1/2以上	2/3以上		水口庁舎 甲賀市役所
都市計画課		1/3以上	1/3以上	2/3以上		水口庁舎 甲賀市役所
建設管理課	3	1/2以上	1/2以上	2/3以上		水口庁舎 甲賀市役所
建設事業課	3	1/2以上	1/2以上	2/3以上		水口庁舎 甲賀市役所
住宅建築課		1/3以上	1/3以上	2/3以上		水口庁舎 甲賀市役所
公共交通推進課	2	2	2	2/3以上		水口庁舎 甲賀市役所、信楽高岡線道信楽駅
地域派遣職員	5	5	5	5		各中核の地域市民センター、水口庁舎
上下水道総務課		1/2以上	1/2以上	2/3以上		甲南庁舎 甲賀市役所
上下水道課	3	1/2以上	1/2以上	2/3以上		甲南庁舎 甲賀市役所
下水道課	3	1/2以上	1/2以上	2/3以上		甲南庁舎 甲賀市役所
教育総務課	1	2	2	2/3以上		甲南庁舎 甲賀市役所
学校教育課	1	2	2	2/3以上		甲南庁舎 甲賀市役所
社会教育課	1	2	2	2/3以上		甲南庁舎 甲賀市役所
文化スポーツ振興課		1	1	1/3以上		甲南庁舎 甲賀市役所
歴史文化財課				2/3以上		甲南庁舎 甲賀市役所
農業委員会事務局		1	1	2/3以上		水口庁舎 甲賀市役所
各中核の地域市民センター 地域振興課	各2	各1/3以上	各1/3以上	各1/2以上		各中核の地域市民センター

全職員が自主参集の上、必要となる右記の人員体制を確保する。

● 全員
1/2未満 1/2以上 2/3以上

※状況に応じ、所属長の判断により必要人数等を調整できるものとする。
 ※体制が長時間に及ぶ場合には、甲賀市の中核の地域市民センター及び水口庁舎の地域コミュニティ推進課(水口地域)で、各派遣先の地域市民センター所長又は地域コミュニティ推進課長の指揮下に入り、地域別の情報集約や現場対応等の支援をする職員のこと、第一号体制で招集に備え自宅待機するものとする。(各所属毎の配備人員数には、この職員を含まない。)
 ※出先機関、施設職員は所属長の指示に従うこと。
 ※災害警戒本部体制以上については、出動伝達を待たず、体制に応じで自主参集とする。

風水害(計画掲載用)

配備体制	警戒体制			災害警		災害対策本部体制			参加場所
	準備体制	第一号体制	第二号体制	第一配備	第二配備	特別配備			
						第一配備	第二配備		
役職等	参加者(数値は参加人数、●は全職員が自主参加)								
三役	市長			●	●	●	●	●	水口庁舎 甲賀市役所
	副市長			●	●	●	●	●	水口庁舎 甲賀市役所
	教育長			●	●	●	●	●	甲南庁舎 甲賀市役所
	総合政策部部長級・次長級	2		2/3以上	2/3以上	2/3以上	2/3以上	2/3以上	水口庁舎 甲賀市役所
	総務部部長級・次長級	1		2/3以上	2/3以上	2/3以上	2/3以上	2/3以上	水口庁舎 甲賀市役所
	市民環境部部長級・次長級	1		2/3以上	2/3以上	2/3以上	2/3以上	2/3以上	水口庁舎 甲賀市役所
	健康福祉部部長級・次長級	1		1/2以上	1/2以上	1/2以上	1/2以上	1/2以上	水口庁舎 甲賀市役所
	内、病院事務部部長級・次長級			●	●	●	●	●	信楽中央病院・水口医療介護センター
	こども政策部部長級・次長級	1		1/2以上	1/2以上	1/2以上	1/2以上	1/2以上	水口庁舎 甲賀市役所
	産業経済部部長級・次長級	1		2/3以上	2/3以上	2/3以上	2/3以上	2/3以上	水口庁舎 甲賀市役所
	建設部部長級・次長級	1		2/3以上	2/3以上	2/3以上	2/3以上	2/3以上	水口庁舎 甲賀市役所
	上下水道部部長級・次長級	1		2/3以上	2/3以上	2/3以上	2/3以上	2/3以上	水口庁舎 甲賀市役所
	会計管理者			●	●	●	●	●	水口庁舎 甲賀市役所
	教育委員会事務局部長級・次長級	1		1/2以上	1/2以上	1/2以上	1/2以上	1/2以上	水口庁舎 甲賀市役所
	議会事務局長			●	●	●	●	●	水口庁舎 甲賀市役所
	農林委員会事務局長			●	●	●	●	●	水口庁舎 甲賀市役所
	各中核の地域市民センター所長			●	●	●	●	●	水口庁舎 甲賀市役所
	議会事務局			1	1	1/3以上(実働員数2人)	1/3以上	1/3以上	各中核の地域市民センター
	監査委員事務局								水口庁舎 甲賀市役所
	会計管理者					1	1	1	水口庁舎 甲賀市役所
	会計課								水口庁舎 甲賀市役所
	危機管理課	2		1/2以上	1/2以上	2/3以上	2/3以上	2/3以上	水口庁舎 甲賀市役所
	秘書課								水口庁舎 甲賀市役所
	広報課	1		1	1/3以上	1/2以上	1/2以上	1/2以上	水口庁舎 甲賀市役所
	政策推進課	2		3	1/2以上	1/2以上	1/2以上	1/2以上	水口庁舎 甲賀市役所
	情報政策課	1		2	1/2以上	1/2以上	1/2以上	1/2以上	水口庁舎 甲賀市役所
	地域コミュニティ推進課	1		2	1/2以上	1/2以上	1/2以上	1/2以上	水口庁舎 甲賀市役所
	総務課	2		1/2以上	1/2以上	1/2以上	1/2以上	1/2以上	水口庁舎 甲賀市役所
	人事課	1		2	1/3以上	1/2以上	2/3以上	2/3以上	水口庁舎 甲賀市役所
	財政課	1		1/2以上	1/2以上	1/2以上	1/2以上	1/2以上	水口庁舎 甲賀市役所
	公有財産管理課	2		1/2以上	1/2以上	1/2以上	1/2以上	1/2以上	水口庁舎 甲賀市役所
	契約検査課								水口庁舎 甲賀市役所
	税務課								水口庁舎 甲賀市役所
	地域派遣職員	10		10	10	10	10	10	各中核の地域市民センター、水口庁舎 甲賀市役所
	市民課	1		1/4以上	1/2以上	1/2以上	2/3以上	2/3以上	水口庁舎 甲賀市役所
	保険年金課	1		1/4以上	1/2以上	1/2以上	2/3以上	2/3以上	水口庁舎 甲賀市役所
	生活環境課	1		1/4以上	1/2以上	1/2以上	2/3以上	2/3以上	水口庁舎 甲賀市役所
	人権推進課	1		1/4以上	1/2以上	1/2以上	2/3以上	2/3以上	水口庁舎 甲賀市役所
	社会福祉課	1		1	1/2以上	1/2以上	2/3以上	2/3以上	水口庁舎 甲賀市役所
	生活支援課	1		1	1/3以上	1/2以上	1/2以上	1/2以上	水口庁舎 甲賀市役所
	障がい福祉課	1		1	1/2以上	1/2以上	2/3以上	2/3以上	水口庁舎 甲賀市役所
	長寿福祉課	1		1	1/3以上	1/2以上	1/2以上	1/2以上	水口庁舎 甲賀市役所
	すこやか支援課	1		1	1/2以上	1/2以上	2/3以上	2/3以上	水口庁舎 甲賀市役所
	健康医療政策課	1		1	1/2以上	1/2以上	2/3以上	2/3以上	水口庁舎 甲賀市役所
	子育て政策課	1		1	1/2以上	1/2以上	2/3以上	2/3以上	水口庁舎 甲賀市役所
	発達支援課	1		1	1/2以上	1/2以上	2/3以上	2/3以上	水口庁舎 甲賀市役所
	保育幼稚園課	1		2	1/3以上	1/2以上	1/2以上	1/2以上	水口庁舎 甲賀市役所
	商工労働課	1		1/2以上	1/2以上	1/2以上	2/3以上	2/3以上	水口庁舎 甲賀市役所
	観光企画推進課	1		1/2以上	1/2以上	1/2以上	2/3以上	2/3以上	水口庁舎 甲賀市役所
	農業振興課	1		1/2以上	1/2以上	1/2以上	2/3以上	2/3以上	水口庁舎 甲賀市役所
	獣害対策課	3		1/2以上	1/2以上	1/2以上	2/3以上	2/3以上	水口庁舎 甲賀市役所
	農村整備課	2		1/2以上	1/2以上	1/2以上	2/3以上	2/3以上	水口庁舎 甲賀市役所
	林業振興課								水口庁舎 甲賀市役所
	都市計画課	1		1/3以上	1/2以上	1/2以上	2/3以上	2/3以上	水口庁舎 甲賀市役所
	建設管理課	1		1/2以上	1/2以上	1/2以上	2/3以上	2/3以上	水口庁舎 甲賀市役所
	建設事業課	1		1/2以上	1/2以上	1/2以上	2/3以上	2/3以上	水口庁舎 甲賀市役所
	住宅建設課	2		1/3以上	1/2以上	1/2以上	2/3以上	2/3以上	水口庁舎 甲賀市役所
	公共交通推進課	2		2	1/2以上	1/2以上	2/3以上	2/3以上	水口庁舎 甲賀市役所
	地域派遣職員	5		5	5	5	5	5	水口庁舎 甲賀市役所、信楽原鉄道信楽駅
	上下水道総務課	1		1/2以上	1/2以上	1/2以上	2/3以上	2/3以上	各中核の地域市民センター、水口庁舎
	上下水道課	3		1/2以上	1/2以上	1/2以上	2/3以上	2/3以上	甲南庁舎 甲賀市役所
	下水道課	3		1/2以上	1/2以上	1/2以上	2/3以上	2/3以上	甲南庁舎 甲賀市役所
	教育総務課	1		1	1/3以上	1/2以上	1/2以上	1/2以上	甲南庁舎 甲賀市役所
	学校教育課	1		2	1/3以上	1/2以上	1/2以上	1/2以上	甲南庁舎 甲賀市役所
	社会教育課	1		1	1/3以上	1/2以上	1/2以上	1/2以上	甲南庁舎 甲賀市役所
	文化スポーツ振興課	1		1	1/4以上	1/2以上	1/2以上	1/2以上	甲南庁舎 甲賀市役所
	歴史文化財課								甲南庁舎 甲賀市役所
	農林委員会事務局								甲南庁舎 甲賀市役所
	各地域市民センター								水口庁舎 甲賀市役所
	地域振興課	各2		各1/3以上	各1/3以上	各1/2以上	各1/2以上	各1/2以上	各中核の地域市民センター
	参加人員(※H29.4時点)	1/2未満	1/2以上	2/3以上	全員	全員	全員	全員	

※状況に応じ、所属長の判断により必要人数等を調整できるものとする。

※体制が長時間に及ぶ場合には、部局内(庁内)で人員を確保し交代を行う。(原則として、継続しての配備は最大で13時間とする。)

※地域派遣職員とは、甲賀市の中核地域市民センター及び水口庁舎(地域)で、各派遣先(地域)市民センター所長又は地域コミュニティ推進課長の指揮下に入り、地域等の情報集約や現場対応等の支援をする職員のことで、第一号体制で招集に備え自宅待機するものとする。(各所属毎の配備人員数には、この職員を含まない。)

※出先機関、施設職員は所属長の指示に従うこと。

←地震

<p>【留意事項】</p> <p>※初動緊急特別体制を設置した場合には、参集した職員より順次活動を実施する。</p> <p>※初動緊急特別体制において、市民環境部、総務部、健康福祉部で人員に余裕のある場合は、「総括班」、「渉外広報班」、「情報収集班」、「調査応急対策班」に応援を派遣する。</p> <p>※地震時の業務は被害の状況により異なるため、被害の大きい場合には、災害対策本部体制を設置し、業務を実施する。</p> <p>※また、地震時の対応は配備体制以前の体制の業務についても遂行する。</p> <p>※「災害情報の収集」は各班の最も早い配備段階で記載しているが、それ以降の配備体制についても実施する。</p> <p>※災害警戒本部体制以上は、出動伝達を待たず、体制に応じて自主参集とする。</p> <p>※水口庁舎甲賀市役所で活動や会議ができない場合等は甲南庁舎甲南第一地域市民センターに災害対策本部を設置する。</p>	<p>※1つの課が2つの班に人員を配備する場合は半数ずつ配備することとした。</p> <p>※施設職員は速やかに当該施設を点検し状況を所属長に報告する。</p> <p>また、その後の業務については、所属長の指示に従う。</p> <p>※囲み(□)の内容は、重要な他機関との連携及び人員の連携に関することである。</p> <p>※職員の不足及び過多については、まず部内での調整を行う。</p> <p>それでも職員が不足する事態には、職員班により各班の人員の把握及び調整を行う。</p> <p>※業務分掌のない班、職員については、積極的に災害情報（気象情報、被害状況）の収集及び情報提供を行う。</p> <p>※原則、課長以下の職員の継続配備は13時間を最大とし、それ以降は交替制とする。（所属長の判断により夜間等の職員数を少なくする等して職員を確保する。）</p>	<p>【地域派遣職員】</p> <p>※総務部は10名、地域派遣職員を配備する。</p> <p>※建設部は5名、災害情報・被害状況に応じて地域派遣職員を配備する。</p> <p>※地域派遣職員は、派遣先の中核地域市民センター所長又は地域コミュニティ推進課長の指揮下に入り、地域別の情報集約や現場対応等の支援をする。</p> <p>※原則としてそれぞれの地域に派遣するが、状況に応じて、特定の地域に多く派遣したり、派遣しなかったり臨機に対応する。</p> <p>※集合場所は、原則、甲賀市役所とするが、状況に応じて、直接指定する中核地域市民センターに派遣する。</p> <p>【その他】</p> <p>※所管する各業務において、平常時に準備できる業務を事前に遂行するとともに、各班において、関係する業務における協定締結の推進や必要な予算の確保に努めること。</p>
---	---	---

←風水害

<p>【留意事項】</p> <p>※左記の時間軸と体制配備の設置時間は必ずしも一致しないことに留意する。</p> <p>※突発的な集中豪雨等により、警報（大雨・洪水・暴風・大雪・暴風雪）の1以上が市内に発表されたときは、直ちに準備体制とする。この場合、体制配備に関する指示連絡が遅延することが予測されるため、該当する部局においては自主参集とする。</p> <p>※「災害情報の収集」は各班の最も早い配備段階で記載しているが、それ以降の配備体制についても継続して行う。</p> <p>※「連絡体制の整備」は各班の最も早い配備段階で記載しているが、各配備において、配備段階が上がると予測される場合は、次の配備についての連絡体制の準備を行う。</p> <p>※1つの課が2つの班に人員を配備する場合は半数ずつ配備することとした。</p> <p>※施設職員は所属長より指示のあった場合に参集する。</p>	<p>※小康状態が見込まれる場合は、所属長は職員に休憩を指示する。</p> <p>※囲み(□)の内容は、重要な他機関との連携及び人員の連携に関することである。</p> <p>※職員の不足及び過多については、まず部内での調整を行う。</p> <p>それでも職員が不足する事態には、職員班により各班の人員の把握及び調整を行う。</p> <p>※業務分掌のない班、職員については、積極的に災害情報（気象情報、被害状況）の収集及び情報提供を行う。</p> <p>※避難準備情報（避難準備・高齢者等避難開始）は地域での準備を考慮し、早めの発令を心がける。</p> <p>※原則、課長以下の職員の継続配備は13時間を最大とし、それ以降は交替制とする。（所属長の判断により夜間等の職員数を少なくする等して職員を確保する。）</p>	<p>【地域派遣職員】</p> <p>※総務部は10名、地域派遣職員を配備する。</p> <p>※建設部は5名、災害情報・被害状況に応じて地域派遣職員を配備する。</p> <p>※地域派遣職員は、派遣先の中核地域市民センター所長又は地域コミュニティ推進課長の指揮下に入り、地域別の情報集約や現場対応等の支援をする。</p> <p>※原則として土砂災害・河川氾濫の危険性の高いと見込まれる地域を優先に派遣するが、状況に応じて、特定の地域に多く派遣したり、派遣しなかったり臨機に対応する。</p> <p>※集合場所は、原則、甲賀市役所とするが、状況に応じて、直接指定する中核地域市民センターに派遣する。</p> <p>【その他】</p> <p>※所管する各業務において、平常時に準備できる業務を事前に遂行するとともに、各班において、関係する業務における協定締結の推進や必要な予算の確保に努めること。</p>
--	--	---